

麦政策検討小委員会懇談会 議事録

- 1 日時：平成17年4月26日（火）9:00～10:30
- 2 場所：農林水産省共用会議室G、H（日本郵政公社2階）

（太田食糧貿易課長）

定刻となりましたので、ただいまから麦政策検討小委員会の懇談会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、大泉委員、竹内委員がご都合によりご欠席、立花委員、山田委員、吉水委員におかれましては所用のため若干遅れて出席されるということで、11名の委員のご出席となっております。

それでは、議事進行につきましては、加倉井座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（加倉井座長）

おはようございます、早朝からお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年12月に第10回の麦政策検討小委員会を行いました、それから4ヶ月が経過しました。その間、先般3月25日に、新たな食料・農業・農村基本計画が決定されまして、経営安定対策いわゆる品目横断的政策についても、計画に位置付けられましたが、この対策の仕組み等については、今後具体化されることになりましたことから、まだ小委員会を再開する状況にはないと考えております。

しかしながら、今回策定された新たな食料・農業・農村基本計画には、この麦政策の見直しを検討するに当たって踏まえるべき事項が多く含まれていますので、これについて事務局から説明していただくと同時に、昨年12月に私の方から早急な着手をお願いいたしておりました民間流通制度、農産物検査規格、備蓄制度、管理コストの見直しについて、その後の進捗状況についても報告をしていただければいかがかということで、本日、このような懇談会をすることになりました。それでは、まず、開会に際しまして、村上総合食料局長から、ごあいさつをお願いします。

（総合食料局長）

おはようございます。麦政策検討小委員会懇談会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ご出席の委員の皆様方には、大変ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。麦政策検討小委員会は昨年の5月から12月まで10回にわたり熱心にご議論をいただき、概ねの取りまとめを頂いたところでございます。

今、座長からお話がありましたように、食料・農業・農村基本計画の策定作業が別途進んでいたところでございます。3月25日に閣議決定をいたし、国会に提出をいたしたところでございます。その中で我々の関係する麦に関連する問題といたしましては、担い手の

明確化と支援の集中・重点化という基本的な考え方の下に、経営安定対策が盛り込まれているわけでございます。対象となる扱い手を明確化した上で、品目別ではなくて、経営全体に着目した品目横断的経営安定対策という形で導入することが盛り込まれたわけでございます。それから、生産努力目標でございますが、ご案内のとおり、前の計画の目標をすでに小麦については達成しているという状況の中で、この麦政策検討小委員会の検討開始の背景の一つともなっておりました、品質や生産性の向上という問題がまだ残っているわけでございますけれども、新しい目標では、その生産性の向上あるいは品質の改善という諸課題を解決していくということで、平成27年度で小麦が86万トン、大麦・はだか麦が35万トンということで設定をしたところでございます。この基本計画の中身につきまして、後ほどその概要を説明させていただきたいというふうに思っております。

それから、早急に検討を進めるべきであると昨年12月に座長から整理をしていただきました、民間流通制度、農産物検査、備蓄制度、管理コストの見直し等につきましては、現在までの検討・実施状況をご説明させていただきたいと思っております。

今後の麦政策検討小委員会につきましては、この秋までに品目横断的経営安定対策について具体的な中身を決めるというスケジュールで検討を進めることとしておりますので、検証を行った上で、必要な整理をしていただくということで、最終的な取りまとめをお願いすることになろうかと思います。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をお聞かせ願えれば、誠に幸いでございます。以上簡単ではございますが、冒頭にあたりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

（加倉井座長）

ありがとうございました。さて、今回の懇談会の進め方ですが、まず、事務局から報告を受けた後、質疑応答及び意見交換を行っていただきます。概ね10時30分を目途に終了いたしたいと考えております。それでは、まず資料1、食料・農業・農村基本計画について、経営安定対策いわゆる品目横断的政策を中心に、政策調整室長、佐々木さんから説明をお願いします。

（佐々木政策調整室長）

官房企画評価課の政策調整室長でございます。まず、私のほうから食料・農業・農村基本計画の概要、それからその中に盛り込まれております経営安定対策の関係等につきましてご説明をさせて頂きます。お手元にお配りいただいております資料は、資料1-1から1-5まで基本計画に関連する資料があろうかと思います。このうち1-2と付したものが閣議決定をされました本体の資料でございまして、その概要をコンパクトにまとめたものが資料の1-1でございます。それから資料の1-3から1-5までは閣議決定をされました3月25日同日に農林水産省として決定しました資料でございまして、併せて対外的に公表をしているものでございます。後ほど1-3に関しましては今後の道行きなりに関しまして、関連する箇所をご説明させて頂こうと思っておりますが、政策の実行過程を明らかにしているもの、それから1-4、1-5は農業構造それから目指すべき農業経営の姿を展望しているものとしてお示しをしているものでございます。戻っていただ

きまして資料の1-1のポイントにお目通しを頂きたいと思います。去る3月25日に閣議決定を見たわけでございますけれども、この新たな基本計画は法律に基づきまして4つのパートから構成をされております。まず、最初に第1でございますけれども、これまでの情勢の変化、あるいは今後、それらを踏まえて政策を推進していくに当たっての基本的な視点を盛り込んでいるパートでございます。この基本計画はこの白丸にございますように大きな情勢の変化を踏まえまして、今後10年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を早急に実施するというような位置付けになるものでございます。どのような情勢の変化があつたのかということでございますけれども、BSEの発生などを契機といたしまして、食の安全あるいは安心といった事柄に対する信頼が著しく損なわれたといったこと、更には、ニーズが多様化・高度化する中で、食品産業の輸入農産物依存が高まってきたといったこと。一方、生産面に目を転じますと、農業の構造改革は依然として立ち遅れている。また、多面的機能であるとか景観などをはじめといたしまして、農村に対する期待というものが高まっているわけですけれども、農村の構造の実態というのには、なかなか、寒い面がある。

更には、WTO、EPA交渉などをはじめといたしましてグローバル化が著しく進展してきているといったことなどが大きな情勢の変化としてあったわけでございます。

これらを踏まえまして、今後の政策を推進していくに当たりましては、効果的・効率的でわかりやすい政策体系を構築していく、具体的は、例えば産業政策と地域振興政策といった大別した政策ジャンルがあるわけでございますけれども、これらをそれぞれ適切な対象をターゲットといたしまして、メリハリをつけて仕分けをしながらやっていくということ、などでございます。

それから、ニーズあっての供給・生産でございますので、消費者の視点といったものを横ぐしとして通していく必要がある。さらには、主役は何と言いましても農業者なり地域でございますので、それぞれの方々の主体性・創意工夫の発揮が促されるように環境を整えていく必要がある。

更には、期待が高まっております、環境保全といったものを重視した政策体系に転換していく必要がある。

一方で、農業農村におきまして、例えば、輸出であるとか、あるいは新たなニーズに基づく生産活動といった新たな動きがございますので、これらを積極的に受け止めまして、責めの姿勢で政策を展開していく必要があるといったことなどを謳っているわけでございます。

それから、2つめのパートでございますけれども、食料自給率の目標でございます。ここにおきましては、まずもって、食料自給率向上に向けた取り組みが十分な成果をあげて来なかつた要因を検証いたしております。実態の数値といたしましては、カロリーベースの食料自給率は平成11年度以降40%で横ばいで推移してきたわけでございます。品目別自給率を見ましても麦・大豆以外は横ばいまたは低下といった推移でございました。これらの要因としてどういった事柄があったのかということでございますけれども、まず、消費面に関しましては食生活指針の取り組みといったものが定性的なものであるがゆえに、なかなか具体的なイメージを持って浸透しなかつたといったこと。更には、消費拡大対策といったものが性別世代別に異なるという様々なライフスタイルの変化などを踏まえたもの

になっていなかったといった面。あるいは、国産農産物の有利さといったものを必ずしも訴えきれていなかったといったことなどが挙げられようかと思っております。

生産面に関しましては、家庭用需要をもっぱらターゲットとした取り組みがメインでございました関係で、加工・業務用需要を含めたそういうニーズの変化なりに十分対応しきれて来なかつたといった点。更には、構造面で担い手の育成確保が不十分であった、耕畜の連携による飼料作物生産などが進んでこなかつたことなどあります、なかなか、効率的に農地が利用されてこなかつた。一方では、不作付地・耕作放棄地などが増加してきてしまつたという問題があつたわけでございます。

こういったこれまでの要因の検証をいたしました上で、改めまして、向こう10年間を見越した自給率の目標を設定することとしたわけでございますけれども、その際画餅になつてはいけませんので、今後重点的に取り組むべき事項ということを明確にした上で、目標を設定したということでございます。

今の裏返しにもなるわけでございますけれども、重点的に取り組むべき事項をいたしまして、消費面では、分かりやすく実践的な食育と地産地消を推進していく。この一環をいたしまして、日本版のフードガイドの設定といったことなどをやろうとしているわけでございます。

それから、米をはじめとした国産農産物の消費拡大の促進、消費者の信頼の確保といったことなどが消費面で重点的に取り組むべき事項として掲げているものでございます。

一方、生産面に関しましては、なんと申しましても、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産を促していく、これが、迂遠なように見えるかもしれませんけれども、着実に持続性を持って確実にニーズに対応した供給をし続ける道であると、ということでございます。

それから、食品産業との連携の強化というものがますます重要なテーマになってきているということ、担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産など農地の効率的な利用を推進していくということを掲げているところでございます。

これを裏打ちする形で次に述べます、第3のところで政策展開の方向が記述されている関係に相成っております。

目標の設定に当たりましては、二つ目の白丸に書いてございますように、カロリーベースの目標設定を基本とするわけでありますけれども、例えば野菜であるとか果樹であるとか、カロリーの面であまり表に出てこないような部分もあるわけでございますので、複眼的に物事を見るようにするために、生産額に置き換えた目標値というのも合わせてお示しするということにしたわけでございます。

3つ目の白丸にございますように、先ほども申し上げましたように、掲げた目標が画餅になつてはいけませんので、これを達成するために、関係する機関・団体の役割分担をはっきりさせて、毎年どういう行動をとっていくかということをしっかり見据えて工程を管理していくこうということでございます。

この文章中に協議会を設立し、というふうにございますけれども、ちょうど本日この関係の協議会を設立するという運びに相成っております、30余りの関係機関・団体の方々にご参画を頂いて、それぞれがどういうふうな行動をとっていくかという事柄について、ご議論をお願いすることとなっております。

基本計画の本文中に盛り込まれております関係者の主体的取り組みは、この点線の中に記載しているとおりでございます。

具体的な目標数値でございますけれども、カロリーベースの食料自給率の目標といたしましては45%、これを生産額に置き換えた目標といたしましては76%ということで設定をしているわけでございます。

3ページ目からが3つ目のパートでございますけれども、今後講じていく政策の展開方向を盛り込んでいるところでございます。食料政策、農業政策、農村地域政策の3つのパートに分けて記述をいたしております。

まず、食料政策の関係でございますけれども、情勢変化を踏まえますれば、まずもって消費者の信頼を回復する、確保するということが、いのーでございまして、食の安全と消費者の信頼を確保するための政策を展開していくという方向性を盛り込んでおります。

それから、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進ということで、日本版のフードガイドの策定・活用といったこと、これらを使いながら国民的な運動を展開していきたいということを記述してございます。

それから、地産地消の推進、これは、顔が見え話ができる関係ということでございまして、それぞれの地域の特性を踏まえまして、関連産業の活性化にも結びついていくものであろうというふうに期待しているわけでございます。

それから、食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障ということで、不測時におけるマニュアルの点検・整備といったことを推進するといったことであるとか、技術協力、資金協力等々あるいは国際的な食料備蓄体制等々の方向性を記述しているところでございます。

続きまして、農業政策の関係でございますけれども、まず一つ目といたしまして、望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保を掲げてございます。担い手を明確化する仕組みといたしましては認定農業者制度が既にあるわけでございますけれども、これらを活用することによりまして地域の実態を踏まえた担い手の姿を明確化いたしまして、これらの者に施策を集中的・重点的に実施をし、効率的な農業構造を作り上げていくことが重要であるということでございます。

その際、水田地域などにおきましては、集落を基礎とした営農組織が現にございますし、担い手不足地域におきましては、こういったものが発展して担い手の形態になっていくといったことも期待されますので、一定の形態の要件を備えたものを担い手として位置付けて、それらにさまざまな政策を講じていくこととしているわけでございます。

そこに、小規模な農家であるとか兼業農家の場合であっても構成員として参画するとかそれぞの意思に基づいてさまざまな選択肢があるということでございます。

それから人材の育成確保、これに関しましては、新規参入のルートも例えば法人の雇用者という形で入ってくるとかさまざまなルートがございますので、それらを使って幅広く人材を確保していく、さらには、女性の経営、地域社会への参画を促進し、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進していくといった事柄でございます。

4ページ目でございますけれども、農地の有効利用の促進ということで、この関係では、経営資源を担い手に集めていくことと合わせまして、耕作放棄地の発生防止・解消のための施策を体系的に整備すること、これまで特区で行われておりました株式

会社等のリース方式による農業経営といったものを全国的に展開しうるように措置するといったことなどを盛り込んであります。

この関係は具体的に現在、農業経営基盤強化促進法の改正案を国会に提出しておりますのでご審議を頂いているところでございます。

それから、経営安定対策の確立でございます、ここに関しましては、資料の1-2の本体をご覧頂きたいと思いますが、43ページでございます。39ページから農業政策の関係が始まっていますけれども、その中で、(4)といたしまして43ページに経営安定対策の確立というものが入ってございます。この中で、アといたしまして品目横断的政策への転換を図るものについての方向性、それから、次の44ページにはイといたしまして品目別政策で対応していくことが適当なもの的方向性、さらには災害による損失補てんの関係等を盛り込んでいるところでございます。

43ページのアのところが品目横断的政策への転換を謳っているところでございますけれども、これにつきましては複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畠作を対象といたしまして、経営全体に着目した横断的な政策に転換していくということでございます。

その際の支援の要素といたしましては、アといたしまして、諸外国との生産条件格差を是正するための対策がまずあるわけでございます。諸外国との生産条件の格差が顕在化している品目につきまして、それを過去の作付面積に基づく支払いによって補う、その際生産量とか品質に基づく支払いを組み合わせることによりまして、需要に応じた生産の確保であるとか生産性の向上などの我が国農業の課題の解決に資するように留意していくながら、組み立てていくということでございます。

それから2つ目の支援の要素といたしまして、収入の変動による影響の緩和対策ということでございまして、これは、例えばどういった品目について、格差是正対策によってもこの対策が必要かといったことをまず見極めながら、ここに掲げてございますような米であるとかその他の品目につきまして、必要性を検討し仕組みを構築していくこととされているわけでございます。

対象経営に関しましては、先ほど担い手のところで若干申し上げましたけれども、認定農業者及び集落営農のうち一定の要件を備えているものということとする方向で、今後具体化の作業をしていくということになっているわけでございます。

手順に関しましては下段のほうに書いてございますように、19年産から導入するということといたしまして、構造改革の加速化の必要性であるとか、対象品目に関する制度の検討状況、米政策の実施状況などを踏まえまして、対策の仕組みそれから、対象経営の要件などを具体化していくんだという手順が示されているわけでございます。

工程表でもご覧いただけますが、この具体化する作業を今年の夏から秋にかけて行いたいというふうに考えているところでございます。

資料1-1の4ページに戻っていただきまして、この他、農業政策の関係といたしましては、3つ目の白丸でございますけれども、多様な経営発展の取組の促進、農業と食品産業の連携の促進、輸出の促進、経営基盤の整備の関係、それから、農業生産環境施策の導入、これにつきましては、中間論点整理のご報告の際にも申し上げましたけれども、農業全体を環境保全を重視したものに転換していくという上で、そのままで足がかりといたし

まして、規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種の支援策を講じていくということで、クロス・コンプライアンスをかけていくということでございます。規範は去る3月末に策定を見たところでございます。更に先進的な取組、大幅な環境負荷の低減を図るような先進的な取組に対する支援につきましては、今年度調査を行いまして、支援策の具体像を19年度からの実施に向けて見定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

更に5ページでございます。その他バイオマス資源の利活用ということなどが農業政策の関係で盛り込まれております。

農村振興政策につきましては、まず、一つ目といたしまして、資源保全政策の構築が謳われているところであります。農地であるとか農業用水といった資源が現在の農業構造においては、なかなか良好な状態で保全管理が継続されることが難しい面があるという懸念が強まっておりますので、地域住民更には都市住民の方にも参画を頂いて保全をしていくようなそういう体制整備が必要ではないかと考えております。この関係につきましても今年度調査を実施し、19年度からしかるべき政策体系を構築することに向けてデータ収集等々を行ってまいりたいと考えております。

それから、中山間地域対策の関係をはじめといたします、農村経済の活性化対策、更には、都市と農村の共生・対流を推進するための対策、生活環境整備を図るための政策の方向性なりについて、それぞれ盛り込んでいるところでございます。

また、団体の再編整備に関する施策ということで、それぞれの団体があるわけでございますけれども、再編整備なり担い手支援に関する窓口の一元化を推進していくといった方向性、更には、地域のニーズに応じた森林組合、漁業協同組合を含む協同組合間の事業の連携といった方向性なりについても言及しているところでございます。

最後4つ目のパートでございますけれども、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということでいくつかの項目を盛り込んでございますが、この中の2つ目の白丸に施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進していくということを盛り込んでいるところでございまして、これを具現化するものといたしまして、工程表を作り対外的にオープンにしているということでございます。

資料1-3でございますけれども、工程表の中で、経営安定対策に関するところをご覧頂きながらイメージをもっていただければと思いますが、5ページでございます、本年度から20年度までは1年ごとに記述をし、その間にいつ何をやっていくのかということを記述しているわけでございます。

下段のほうに経営安定対策の関係を記述してございますけれども、今年度夏から秋にかけて制度の具体化をいたしまして、年明け早々に関係法の改正をいたしまして、19年産からの政策展開を図っていきたいと考えているわけでございます。

また、その上段にありますように、これに先駆けまして担い手の育成に関しまして関係機関・団体と手を携えて今各地に説明会等に入り、運動を展開しているという状況にございます。説明が長くなりまして申し訳ございませんでしたが以上でございます。

（加倉井座長）

ありがとうございました。続きまして、食料・農業・農村基本計画のうちの、麦の生産

努力目標に関する部分につきまして、農産振興課長の小栗さんからご説明をお願いします。

（小栗農産振興課長）

農産振興課長でございます。私からは、麦の生産努力目標等につきまして資料の1-2の該当部分をかいづまんで説明させていただきたいと思います。

資料の1-2の16ページをご覧いただきたいと思います。品目別の生産の推移ということで、先ほど、総合食料局長からもお話をございましたように、麦類は上から2番目の欄でございますが、小麦につきましては、平成9年度の57万トンから平成15年度には86万トンということで既に平成22年度の前計画の目標を上回っているわけでございます。一方、大麦・はだか麦につきましては、平成9年度の19万トンから15年度でも20万トンということで平成22年度の前計画の目標35万トンにつきましては、かなり下回っているという状況にあり、麦によってこういった違いが出てきているわけでございます。また、小麦につきましては当然その中で、品質面なりそれから生産性向上、そういう面でまだ課題を抱えているわけでございます。

こういった状況を踏まえまして、今回の生産努力目標でございますが、27ページをご覧頂きたいと思います。平成27年度における生産努力目標という表がございます。小麦につきましては86万トン、これは先ほどの生産の推移にございました平成15年度の実績86万トンと同数字でございます。従いまして、22年度の前回の生産努力目標80万トンに比べますと6万トンの増の目標になるわけでございます。

一方、大麦・はだか麦につきましては35万トンの目標。これは前回の22年度の目標、先ほどの表のまだ達成されていない目標35万トンと同様の数字でございます。

従いまして、小麦につきましては、既に目標を達成していますので、最近の86万トンを数量と同じ数量にしながら、むしろ品質改善なり、生産性向上に努めていきたいということでございますし、大麦・はだか麦につきましては、前回目標を達成しておりません、また、焼酎とか麦茶とかの需要が堅調でございますので、引き続き前回目標並みの生産拡大を目指していきたいということでございます。

しかしながら、こういった生産努力目標を達成するためには、やはり、解決すべき課題というものがあるわけでございまして、それを右側に大きく3点提示をしております。まず1点目が今言いましたような、麦種・用途別の計画的な生産を誘導していく必要があるということでございます。それから2番目の大きな課題といたしまして品質改善の課題があるわけですので、これも産地での品質管理の徹底なり、あるいは加工適性の高い品種の育成・普及なり、そういうことで品質向上を進めていくことがあります。また、3点目は生産性の向上でございますが、担い手への生産の集積なり、あるいは麦の場合ですと収穫期における雨害というものが非常なリスクになっておりますのでそういうことの軽減といつたことで生産コストの3割程度の低減といったものを課題として解決に取り組んでいくという前提の下に生産努力目標を設定しているということになると思います。

その関係で、参考付表の4ページでございます。第2表、研究・技術開発の展望という分野がございます。今後10年間の達成すべき目標を品目ごとに定義してございます。麦につきましては、大きく2点。小麦につきましては、めん用品種のめん色なり、あるいは製粉歩留そういうものを改善した品種、あるいはパン用の品種の育成。あるいは大麦・は

だか麦につきまして、押麦、焼酎、麦茶、ビールそれぞれ加工適性が異なるわけでございますが、そういった加工適性に優れ、また、大・はだか麦につきましては収益性という課題もございますので、収量も高い品種の育成。そういったことに研究技術開発の方でも力を入れていく必要があるということとさせていただいております。

からは、簡単でございますが以上でございます。

(加倉井座長)

ありがとうございました。続きまして、資料2、麦政策見直しの検討・実施状況につきまして、太田食糧貿易課長と島田消費流通課長から、それぞれご説明をお願いします。

(太田食糧貿易課長)

資料2に基づきまして、昨年12月の座長整理におきまして早急に着手すべきであると整理された事項、4項目ございます。それぞれ、説明させていただきます。担当が分かれていますので、私と消費流通課長とで分担して説明させていただきます。この資料2の構成でございますけれども、項目ごとに最初に取りまとめ案における整理の抜粋が載せてあり、その次の紙にそれぞれの検討状況について説明をさせて頂いているというかたちになっておりますのでご留意願います。

最初の民間流通制度につきましてまず、ご説明させていただきます。民間流通制度につきましては、ご案内のとおり、政府麦から民間流通への移行が定着した中で、市場原理の一層の徹底を図る観点から、この小委員会での議論を踏まえまして、生産者団体と実需者団体等から構成される民間流通連絡協議会及びその作業チームでの検討が進められてきているところでございます。資料2の2ページに民間流通制度の見直しプロセスを整理しておりますけれども18年産の仕組みにつきましては、明日開催される民間流通連絡協議会で決定される予定になっております。

資料2の2ページの右の方の見直しの検討項目ということで、それぞれ18年度、19年度の見直し方向ということが書いてございます。18年産につきましては、具体的には、実需者ニーズに即した生産ということで、播種前契約の精神の徹底、それから、契約後の播種面積の確認というものをしていくということ、それから、四角の2つ目でございますけれども、麦が加工用原材料でございますので、あらかじめ契約をして、計画的に生産する、播種前契約をしているわけでございますが、その播種前契約におきまして、収穫時に豊凶において契約数量と出荷数量に格差が生じた場合でも、一定の幅、これをアローワンスと呼んでおりますが、その範囲内であれば契約数量内と見なすという取り決めをしているわけでございます。このアローワンスの全国一律で運用しているのを地域別に決められるようにするという、そういった一律運用の見直しをしていこうということで、これらが明日決定される見込みになっております。

それから、明日の協議会では、19年産以降の仕組みについても、その見直しの方向を協議する予定になっております。それが、2ページの右の下のほうに書いているものでございます。播種前契約一本の取引ルールから契約の複線化ということで、現物取引を導入する、あるいは、複数年産契約というものを試行的に導入するということでございます。

それからもうひとつ、市場原理の一層の徹底ということで、アローワンスを超えた麦に

については、入札取引を導入してはどうかということ、それから、入札における取引ルール、やや競争制限的なところがございますので、それにつきましての見直しということで、具体的には、義務上場、値幅制限、こういったものについて見直しをしていこうということでございます。

それから、相対取引におきましても、現在実績シェアというものがかなり重きをおいでいる、実績シェアのみによる仕組みになっているわけですけれども、これにつきましても、見直しをしていこうということでございます。

この19年産からの見直しの方向につきましては、今後、品目横断政策の検討状況もにらみつつ、本年夏を目途に更に具体的な検討を行い、19年産麦からの段階的実施を目指したいというふうに考えているところでございます。

次のページが、麦産地改革計画における生産出荷計画の概要というものでございます。これは本年度から、実需者ニーズに即した良品質麦の生産を推進する観点から、麦の関連対策として、麦産地改革支援等対策を講ずることとしているところでございます。これにつきまして、本年度から着々と進みつつある、それから今後こういったことで進んでいくというものを整理したものでございます。

18年産麦につきましては、左の方、単協等で生産出荷計画を策定というのがございます。これが4月から5月にかけて策定をして、それを踏まえまして県団体につきましては、17年度から19年度の3カ年に亘る生産出荷方針等、こういうものを産地改革計画として策定をする、更に全国団体に行く、全国団体につきましては、例年どおり7月頃に、実需との協議により契約数量を確定し、播種へと繋がっていくといった流れで考えております。19年産につきましても計画に基づく生産出荷体制の確立に向けた産地計画に対して、支援を継続するということにしているところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、4ページ、こちらの方では、備蓄制度の見直しということでございます。備蓄制度につきましては、取りまとめ案における整理ということで、民間のランニングストック0.6ヶ月分に現行の備蓄水準にかかる民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準、こういったものは民間が保有し、不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有するという整理を行うことが必要だというふうに整理をされたところでございます。

ページをめくっていただきまして5ページにありますように、不測の事態により、麦輸入が途絶した場合における、他の輸出国からの代替輸入に要する期間というものを勘案して設定した水準の見直し、こちらが従来2.6ヶ月を0.3ヶ月分短縮するということでございます。資料右上が従来の備蓄水準ということで2.6ヶ月というのが、下のほうのオレンジ色と緑とで2.3ヶ月、0.3ヶ月分ということで書いてございますけれども、これにつきまして、その下の見直し後の備蓄水準、平成17年度ということで、これを2.3ヶ月分に圧縮するということでございます。こちらにつきましては、平成17年度から実施しようということでございます。

更に加えまして、先ほど申しました民間保有分がほかに0.6ヶ月分ございますので、その活用を図って、官民分担の見直しというものを早急にやっていこうということで、この、その後の見直しにつきましては、段階的に実施することとしていくというふうに考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして管理コストの削減でございます。管理コストの削減につきましては2項目ございまして、保管料単価の見直しと大型船の活用ということでございます。保管料単価につきましては、消費流通課長から説明をいたします。私の方からは、大型船の活用につきまして説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、7ページの右側、輸入麦積来船の契約実績ということで整理をしているところでございますけれども、4万トン級の大型船につきましては、16年度から導入活用を大幅に増加させて計10船導入を実施したところでございます。17年度につきましても、やや小さい2万トン級の船の傭船費（フレート）との比較を勘案しながら、16年度を上回るペースでの導入を実施していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

（島田消費流通課長）

消費流通課長の島田でございます。続きまして管理コストの削減の保管料の見直しについてご説明をいたします。

取りまとめ案におきます整理といたしましては、保管料単価については、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売をおこなっていることから市場メカニズムが働きにくい実態にはあるが、倉庫業を取り巻く市場動向を反映して定期的に見直しを実施することという整理がされてございます。

それで、倉庫業を取り巻く市場動向をどのように見るかということで、7ページの左のグラフでございます。これは、民間の不動産コンサルティング会社である、生駒サービス・リチャードエリス株式会社のレポートによるものです。こういった、倉庫賃料の推移といったデータを収集するなどの作業を進めておるところでございます。ただ、これにつきましては倉庫の賃料のデータでございまして、保管料といった場合、サイロの賃料にプラスして麦の保管管理サービスの料金というのが付け加わるというようなことがございます。

こういった民間倉庫会社のデータ等、資料を集めながら、麦の保管料に関しまして倉庫業を取り巻く市場動向を反映させるための適切な指標はどういったものか、どういったものが適切か、ということについて関係者と意見交換をしながら、その合意に努めていきたいというふうに考えている次第でございます。

次に8ページでございます、農産物検査規格の見直しでございます。ここで指摘されてございますのが、麦の農産物検査規格の全般の見直しと特に春まき小麦の独自の規格の設定というご指摘でございます。

9ページをご覧ください。麦の検査についてまとめてございます。麦の検査は、1等、2等、規格外といいますような物理的性状に基づきます品位等検査、この物理的性状といいますのは、容積重（比重）ですとか、整粒歩留ですとか、水分率、あるいは被害粒混入率といった物理的な数値基準、これらにプラスいたしまして、これらの数値で表すことのできないような、粒の充実度とか粒ぞろい光沢等といったものを形質という形で標準品というものを作成いたしまして、その現物で具現化をしております。

これと、もうひとつが成分検査ということで、理化学分析による内部分析による、たんぱく質含有量ですかでん粉粘度を測定するという二つの検査によって麦の検査は構成さ

れております。

主として検査で問題になるのが、この品位等検査、1等、2等、規格外の検査でございます。

春まき小麦につきましては、たんぱく質含有量が多く、パンに向くということから地産地消の動きの中で、需要が非常に高まってきておるということがございます。ただ、春まき小麦の場合は、秋まき小麦と違いまして、角張った粒形ですとかたんぱく質が多いことから、あめ色がかって透明に近い色合いということもございます。

そういうことを踏まえまして、春まき小麦独自の標準品を作成することといたしております。これが、品位等検査におきます形質の基準となるものでございます。

4～5月にかけまして、生産者・実需者双方の関係者の意見を聞きまして、標準品を作成したいというふうに考えております。17年産、本年産の検査からの適用を念頭に置きまして、作業を進めているという次第でございます。

それと、その下のほうでございますが、これは春まき小麦に限らず、小麦全般の規格の見直しでございます。農産物検査の場合、一義的には、農産物の公正かつ円滑な取引の規格ということでございます。生産者・実需者双方の関係者の意見、ニーズを把握した上で、データの収集・分析を実施してあるところでございます。

それを踏まえまして、関係者による意見交換会を開催したしまして、技術的検討を経まして、そのうち農産物検査法に基づきます農産物検査規格検討会、これを開催いたしまして、19年産からの適用を念頭に検査規格全般の見直しを進めておるというところでございます。私の説明は以上でございます。

（加倉井座長）

ありがとうございました。以上を踏まえまして、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。

（中村委員）

時間がなさうですので、3つほどお聞きしたいと思います。この基本計画の16ページに品目別の生産推移と書いてあります、小麦は、平成9年度の57万トンが平成15年度86万トンになり、30万トン増えておりますが、ですから300億強の財政負担が増えているというふうなことになるわけですが、この時もですね、生産性が3割向上というのが、努力目標として掲げられていたわけです。品質も5%アップと。

次に27ページをみると、27ページは、平成15年の86万トンと同じ量で平成27年度も86万トンですよと。やはり小麦の生産コストを3割程度低減するというふうに書いておりまして、生産努力目標ということで記載されておるわけですが、努力目標ですからできなくとも仕方ないということであればそうなんですけれども、数量だけは目標を超えて、これは努力して目標を超えたからAランクだとかいう表現があって、一方、生産コストはあまり下がっていないと。さらに、この数量が全く増えない時に生産コストを3割程度低減、これは担い手の生産規模の拡大等によりと書いてありますが、そうすると担い手の生産規模の拡大をすることによって、生産コストを3割下げるというのは、数量が増えないという前提でいくと、どういうことになるのか、麦作農家が減るということでしょうかという感じがする。

それから、次に38ページの食品産業の競争力の強化に向けた取組みというところで、前の3行に「競争力の強化を図る」と書いてありますと書いてありますけれども、一般的には一番先に書くかどうかというのは別にして、輸入食品との競合が激化しているということが前提にあって、競争力の強化を図るということであれば、国内産農産物の生産コスト、生産性を向上するなどを含めた原料コストの低減を図りつつ、トータルコストを減らして、競争力の強化を図るというのはどこかに出てきてもよさそうなんですが、この項には出てきていなくて、全体的に読むと無いことはないんですけども、というのがこの基本計画についてあります。

それから、続けて言わせてもらうと、さっきの麦の取りまとめ案の整理のところの資料2の5ページの右側の方の備蓄水準のところなんですが、これ、非常によく分かりにくいくらいですね。上の方には従来の備蓄水準とあるが、従来とはいつのことか。それから、見直し後の備蓄水準、平成17年度0.3カ月というのは官民負担の見直しということを言っているのか。さらには一番下にですね、2.3ヶ月が官民合計の備蓄水準といいますか、総在庫というふうになっているのですが、この一番下の絵というのは、少なくとも麦政策検討小委員会では、出されるのが今回初めてだというふうに思って前の資料を見ておりましたが、この一番下の資料は無かったと思います。

あと、ちょっと大変座長に申し訳ないんですが、この取りまとめのですね、座長メモのところで、麦政策小委員会の最終取りまとめは、担い手とか経営安定対策がまだはっきりしないんで、最終取りまとめはできませんと書いてありますね。それはもちろんその通りだと理解してあるわけですが、さらに多くの人の理解は、内外価格差についての整理ができるていない。要は、その最終取りまとめ案のところで、読みようによつては、内外価格差縮小を目指しますよというようなとり方と内外価格差縮小は大変重要な課題ではあるけれどもなかなかできないんだというふうな読み方と両方できるんで、やはり、さっきいった食品産業のことを含めて言うと、内外価格差縮小を目指していくんだというようなことをきちんと打ち出すべきではないかというような気がしております、ちょっと蛇足ながらお話し上げました。

（加倉井座長）

事務局側、3点あります。では、農産振興課長。

（小栗農産振興課長）

まず、生産コスト低減の関係であります。ご指摘のように、前回の計画でも生産コストは3割の低減なり品質の向上なりの課題を課してきたところでございますが、これにつきましては、実質は生産コストは1割程度しか下がらなかつたということでございます。今後はやはりですね、生産コストの削減ということは大きな目標として掲げることが必要だと思っております。生産コストをいかに下げていくかということでございますが、先ほど説明を省略いたしましたが、資料1-2の27ページに生産努力目標の数字が小麦86万トンとか、大麦・はだか麦35万トンとかいう数字がございますが、めくっていただきまして、29ページに10アール当たりの収量なり作付面積という欄がございます。生産コストを下げていくためには、一つは、単収を上げて1俵当たりのコストを下げていくことと、

もう一つは当然、物財費等のコストを下げていくということの2点があるわけでございます。単収を上げるということにつきましては、29ページの上の主要品目の10アール当たりの収量というところをご覧いただきたいのですが、小麦につきましては、15年の平年収量370kg/10aから27年は450kg/10aということで、かなり大幅な向上を見込んでおります。実は、この平年単収につきましては、15年産でも、実単収といたしましては、400kgの大台を越えております。平年収量ということでは、370kgでございます。近年、北海道においてもかなり単収が上がっているということをごぞいまして、10アール当たりの収量は意欲的に見込んだ数字を出しております。その裏返し、生産量が現状維持で、単収の方の向上を見込むということでござりますので、下の方の主要品目の作付面積でございますが、小麦につきましては、21万ヘクタールから19万ヘクタールということで、2万ヘクタール程度の面積の減少を見込んでおります。その代わりといつては何ですが、大麦・はだか麦につきましては、需要がまだ堅調ということで、大麦の方の単収もかなりの向上を見込みますけれども、生産目標数量を達成していないことも合わせましてですね、作付面積についても拡大を目指していきたいということでございます。また、コストの低減ということでは、小麦、大麦につきましても、乾燥施設、カントリーエレベーター等の利用形態につきましても、当然、主要な産地ですと十分な議論がされているわけでございますが、産地によっては、まだまだ有効利用が十分されていないという地域もございます。そういうたった産地につきましては、生産体制の整備ということで、物財費のコスト面を下げていくことも今後可能であると考えておりますので、単収の向上とコストの減と両面から、生産コストの低減を図るということで、課題として取り組んでいきたいと考えております。

（太田食糧貿易課長）

それでは、2点目の備蓄につきましてご説明いたします。これにつきましては、4ページの座長取りまとめ案における整理と5ページの備蓄水準の棒グラフを見比べながらご説明をしていきたいと思っております。まず、備蓄制度の見直しについて、4ページの（1）でございますが、こちらにおいて、現時点で2.6ヶ月の備蓄水準につきましては、0.3ヶ月程度の圧縮が可能であるということが（1）で書かれております。これを5ページに置き換えますと、従来の備蓄水準と書いてあります四角の囲みの中の棒グラフ、こちらに2.6ヶ月の従来の備蓄水準で、国が保有するのが2.3ヶ月、民間が保有するのが0.3ヶ月ということでございまして、合計2.6ヶ月を5ページの下の方の四角、見直し後の備蓄水準ということで、平成17年度、国保有分が2.0ヶ月、民間保有分0.3ヶ月、合計の2.3ヶ月にするというのが（1）でございます。それから座長取りまとめにおきましては、もう一つ（2）というのがございます。その際、官民分担についてはということで、先ほどもさらっと説明をいたしました（2）の真中の辺の括弧の中、例えば現行の民間のランニングストック0.6か月分、こちらが5ページの図でござりますと破線で囲んである0.6か月分でございます。これに民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準、これは例えば0.3ヶ月でございますが、こちらを民間が保有して不測の事態において、通常の需給操作に必要な在庫だけで不足するものは備蓄として国が保有するということでございますので、その0.3ヶ月と0.6ヶ月を足したものについて、民間が保有するとすれば、合計が2.3ヶ月でございますので、国が保有するものというのが、現行の2.0ヶ月よりも縮小するという姿になる

わけでございまして、これを5ページの右側の一番下に図として示しているということでございます。ですから、図として示したのは初めてでございますが、この取りまとめ案における整理というのがこういったものであると視覚で明確になるように整理したということでございます。

それから、3点目の取りまとめにおける内外価格差の関係でございますが、12月の第10回目の小委員会におきまして、中村委員からそういうご意見がございまして、この件につきましては、取りまとめ案とともに座長に預かって頂いておるというふうに理解しております。それから、具体的なことを申しましても内外価格差の縮小ということにつきましては、詰まるところ、マークアップの問題ということでございまして、こちらにつきましては、品目横断政策の関係で取りまとめが難しい部分に相当程度密接に関連しているところでございますので、品目横断的な経営安定対策の姿が明らかになった段階で、再度座長と相談の上、整理をしていきたいと考えているところでございます。

(加倉井座長)

よろしいですか。では、中村委員。

(中村委員)

よくわかりましたので、よろしくお願ひいたします。備蓄のところ、右側の一番下のところは、合計で2.3ヶ月、民間は0.9ヶ月、政府が1.4ということになるんだと思いませんけれども、民間の0.9は別にして、私も30年以上も製粉業をやってきましたけれども、いかにも政府の1.4というのは、こんなにたくさんの港があって、たくさんの銘柄があるていうことからいうと、相当、安定的な供給については心配な感じがするんですね。従って、これは実行に移すにあたっては、よくよく実務的に支障があるかないか検討の上、取り進めていただきたいと思いますし、このグラフをつなぎ見ると、製粉業界というよりもサイロ業界に非常に大きな影響が出ると思うんですね。サイロ業界は在庫が少なくなるわけですから保管料が大幅に減るわけで、それはもうそのためにやるわけでしょうから、こんなことを言ってもなんですが、30年前に国策でサイロをどんどん増やしたという経緯もありますので、30年も前の話でしょうがないということもございますけれども、良くよくいろいろな角度から検討の上、進められたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

(加倉井座長)

それでは、事務局から。

(太田食糧貿易課長)

これまで、大体国が保有分の2.3ヶ月あればですね、民間が別に0.6ヶ月あるいは0.3ヶ月保有して頂いているところであります。国が2.3ヶ月あれば、その中で需給操作というものは可能であるというような経験則がございます。民間保有分の0.9ヶ月、こういったものを活用させていただければ、合計が2.3ヶ月あれば需給操作というものは可能であると考えているところでございますけれども、こういった点、それぞれ実務的にですね、いろ

いろいろ論点があろうかと思いますので、引き続き、関係する方々と意見交換をしながら進めて参りたいと考えているところでございます。

(加倉井座長)

それでは、佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

何点か、ご意見申し上げたいと思いますけれども、一つはそれぞれ生産努力目標があるわけですけれども、ほとんど小麦に限らず、国内の自給率という観点から言うとどの作物もまだまだ生産の余力があるわけです。ところが、財政構造とかいろんなそういうことから、コストプールとか麦についてもいろんなことがあります、そういうことも加味するとすべての作物で、ある意味でオーバーフローしているわけですよ。全部、生産努力目標、単収を上げなさいということと、コストを削減しなさいということと、財源論という問題と、非常に、矛盾しているといっては変ですが、自己矛盾に陥っちゃうわけですよ。どちらを選択するかということ、そういうことでやはり、例えば自給率で畜産物なんかでいうとカロリーを輸入してカロリーを生産する。どのぐらいカロリーに寄与しているかということが、米なんかは一番たくさん食べると寄与しているんですけども、そういう意味ではやはり、飼料作物とか、緑肥作物だと具体的な政策として何か早急にきちっとしないと、一方で、そういう問題を挙げたとしても、挙げた分をどこかで解決しないと、もうそういう面が要らなくなってしまうわけですよ。財政論からいうと北海道なんかは全部そうです。ビートに限らず全部そうなんです。みんなすべてすごい努力をしましてコストも下げました。でも何か矛盾しているわけですよ。そのことを是非、具体的な方策でいかないと自己矛盾になっちゃうわけですよ。ひとつはですよ。それから地域産業政策と産業政策という問題をここに掲げてありますけれども、ともすると、北海道は規模が大きいということで、産業政策の方にということで、何か全国の作物についてこの地帯は地域産業を入れる、この地帯は産業政策に重きを入れるといつても、非常にこれ米の減反政策ではないけれども、いろんな問題を来たすなというふうに感じております。これ以上言うと、地域間のいろんな問題もありますので、砂糖なんかは一番そういう典型的なことがあるわけですけれども、北海道といえども地域政策がきちんとないと非常に大きな危ない要素もあるわけでございまして、十分バランスをとりながらやらないと難しいということが一点あります。

それから、新しい制度が、所得政策とか、ここで何度も言いましたけれども、生産現場と農家からそろそろ経営モデル、そういう新しい制度における経営モデルがどうあるべきかということが、これがいっさい示されないわけですよ。たまに数字が出てこれが何を基準にして数字として出たんですかというと、旧価格体系、旧制度の中での例えば経営モデルなんですよ。これも非常に矛盾しているんですよ。こういう投げかけをしているんなら、例えば新しい制度では、こういう経営にして、こういう所得でこういう風になります。そのために努力して下さいというようにしていかないと、これ説得力がないわけですよ。ただ、制度的にこう変わるこう変わると言っているだけであって具体的に経営モデルとしてあなた方がどう描いているのかということは、誰も分からない。たまに出る数字は、今ま

での数字と経営規模をこのくらいにしたとか、費用をこのくらいにしたとかということで出てきたもので、新しい制度の経営モデルは何も出てないわけですよ。

それからもう一点、二点。春まき小麦のことについては、要望していることで、一つの方向性が出されてありがたいと思います。是非、実状に合ったこういう標準のものを作つてほしいと、めったに出ないような極上品の何かを1等だとか、例えば、そういう問題があったからいろいろ問題が出てるわけですよ。実際に成分を計つてみたりいろんなことをすると、実需者は十分使えるということを言うわけですよ。けれども、見た目のダイヤモンドみたいなものを1等麦にしてということではないわけですよ。平均的なものがどのくらいのものか十分検証して標準見本を作つて頂きたいということがもう一つ。

これは今日の話題には出なかったわけですが、外麦の売渡方法についての検討の話題がちょっと出ましたよね。その中で、ちょっと懸念しているというか、どういうことかよく分かりませんが、変動価格制とかSBSの導入という問題が、国内麦の需要にどういう影響を与えていくのかという懸念はないのかと、需給調整機能とかいろんなことを含めて、これは今日お答え頂く、頂かないということは別にして、我々も非常に注目をしております。外麦と国内麦のこういう問題について。以上でございます。

（加倉井座長）

事務局からいかがでしょうか。まず、室長から。

（佐々木政策調整室長）

まず、私の方から事務的に何点かお答え申し上げたいと思います。まず、一点目の自給率関係と財政負担のからみの問題でございますけれども、一般論ではございますけれども、実需者サイドおよび消費者の方々に納得いただける合理的な価格で供給していく体制というのが、このいかんを問わず目指していくかなければいけない姿でございますので、そういうことを前提としつつ、合理化努力を継続し生産性をアップしながら需要の拡大を図っていくというのが基本であろうと考えております。

それから、産業政策と地域政策に関するご指摘がございましたけれども、どの地域が専らどちらということを私ども申し上げていることは基本的には無いわけでございまして、それぞれの地域がおかれている実態をよく見極めながら、様々な必要な政策を具体化していくという基本スタンスに立って、物事を進めて参る考えでございます。

それから、経営モデルに関するお話をございました。本日お配りいただいている資料の中では、関連するものといたしまして、資料1-5がございます。これは、佐藤委員からのご指摘もありましたように、1-5の1ページの右上にございますように、直近のデータを前提にいたしまして、今後実用化されるような技術なりを織り込んでやつておりますけれども、35の経営類型なりを目指すべきもののイメージとしてお示ししているものでございます。各地域におきまして、様々なバリエーションがあり得るわけでございまして、これらを踏まえ、参考にしながら、例えば、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想なりにおいて、その地域の実態に合った目指すべき経営の姿を、必要に応じて見直しながら提示していくといったことだろうと思いますが、当然、現在の条件で作るしかやりようがないわけでして、こういうことになっているということでございます。これが、例えば部

分的に経営安定対策の姿なりが秋に具体化された段階でどうなるかというものはその段階において、初めて例えば支援の水準なりが具体化された段階で初めてどこがどう変わったかと見定めることができると、そういう関係にあるということはご理解いただきたいと思います。私の方からとりあえず以上でございます。

（太田食糧貿易課長）

私の方から、外麦につきまして、明確な回答ではないかもしれません、ご説明させていただきます。外麦の売りにつきましては、変動価格ということで、輸入した価格に一定のマークアップを乗せてそれを例えば、銘柄別に値決めをするというようなことを検討しているところでございます。SBSにつきましては、実需者のほうで、国貿ではなかなかかゆいところに手が届かないような物について、SBSを導入することによって、対応できるようにということで検討してるのでございます。それぞれ、若干価格が動くわけでございます。それから、物によっては違った物も入ってくるというようなこともあろうかと思いますけれども、国産麦との関係で言えばですね、現在の輸入麦と国産麦の量的な関係、それから質的には国内麦というのはどちらかといえばめん用が中心になっているということからすればですね、そんなに影響は無いのかなとも考えておりますが、そういうご指摘も踏まえて引き続き、そういう観点も踏まえて、検討して参りたいと考えております。

（島田消費流通課長）

農産物検査の標準品の話がございましたので、ご説明いたします。全国的な標準の統一を図るために基本標準品というものがございまして、その場合でも、生産、実需者の双方のご意見を聞いた上で作っております。それに基づきまして、都道府県の各段階で、実用標準品というのを作っております。都道府県ごとの品種ですとか特性を反映させたものです。ここにおきましても、生産、実需、関係者双方の意見を聞きながらその標準品を定めています。今後ともそういう関係者の意見を聞いた上で、円滑な取引の規格となるような標準品作りに努めていきたいと考えています。

（加倉井座長）

長澤委員、続いて末次委員。申し訳ないですが、時間が限られておりますので、一つずつということでお願いいたします。

（長澤委員）

要望といいますか、確認といいますか、これは、かなり申し上げたこととは思いますが、大麦の生産量の確保については、かねがね何回か申し上げて来まして、この資料を見ましても、平成9年度は19万トン、現在は20万トン前後、平成22年は35万トンだったけれども、今度もう一回35万トンというのを掲げていらっしゃいましたけれども、これを未達である状態が資料の参考3の3ページには具体的には、大・はだか麦は品質、生産性の向上に加えて、生産の安定化がそれぞれ課題の中で、単に面積に基づく支払だけではこれらの課題が解決されないことに十分留意することと書いて頂いておりますので、十分理解して頂い

ていると思っておりますけれども、しかし、今回の自給率目標ではございませんが、工程管理を加えていただいて、達成していただける状態を確保していただきたいと、生産量確保、高品質化はもちろん望んでいるわけでございますけれども、農家にとっては必ずしも喜んで作っていただけるものでないということを踏まえますと、相当この品目横断的政策を心配しております、新品種開発という中で収量、品質面においての課題が解決できるようなこれにも大きな期待を持っておりまして、国内産麦を今後、主体的に使っていくためにも、業界としては買入価格を上げても確保しなければならないということにならないように、是非、今回この35万トンを達成していただける状態に今後も努力していただきたいと重ねてお願ひしたいと思います。

（加倉井座長）

ご要望ということで承ってよろしいですか。それでは、末次委員、続いて曾我委員。

（末次委員）

私の方も要望ということになろうかと思います。ここにも出ておりますように、食生活指針というのが出てもう3、4年になるかとは思います。この一連の中で、いろんな麦のあるいは全体の食料・農業・農村政策のスケジュールが出ておりますが、もうひとつ我々生産場面から申しますと、何かいつも内外価格差ということで、外国のものに比べると生産費が高いとか、いろんな諸条件で価格がですね、なかなか国際価格にならない。そうしますと、やはり税金を使っていると、農業を我々生産側から言いますと、何かこう悪いことでもしているように伝えられる。まあ、そういう不安を持っているわけです。従いまして、この中で国民の皆様に、そういう人たちも今回カロリーベースで45%、食料自給率40%とか総体ではかなりいろんな形で知っていると思いますが、具体的にそれではこの食生活指針とかそれぞのの政策が出た時に、国民にとってどう必要なのかと、そういう追跡も政策の一つに加えてもらいたいなと感じるわけです。常に、生産から見るとそういう不安とか後ろめたさを感じると、そういうことでは、なかなか意欲的な農業というのは取り組みにくいというのが現実でございます。こと麦に関して言いますと、それを推し進めていけば、例えば小麦の86万トンだとか、大麦の35万トンだという27年度目標が出ておりますが、具体的に言いますと、国民の人がどういう経過でこの目標というものが認知されるのか、その追跡はどうなるのかということですね、小さいことですが、全体的には先ほどから申しますようにこういう政策の認知度、それに対する方法といいますか、理解を深めてもらうようなものも政策のひとつにしてもらわないと。常に実需、消費、生産と対峙している感じを受けるわけです。これは要望でございます。以上です。

（加倉井座長）

承っておきます。では曾我委員。

（曾我委員）

今日は懇談会ですので、この場で議論し合うということではないかと思いますが、先ほど座長のご挨拶の中に、12月に座長預かりということで、前回まで我々が10回にわたって

やってきた取りまとめ案があるわけでございますけれども、その中で、ちょっと状況といいますか、変化があったのは1から5まで取りまとめした中で、第4に麦加工の産業対策の推進という項目を載せていただいておりますが、今回の基本計画の中でも農業と食品産業の連携の促進とか我々が目指すべき、あるべき姿というのは、国民、生活者、消費者の理解と支持を頂いて農業と食品産業は振興できるようなそういう総合的な観点から進めるべきだと思うのですが、そういう中で、麦加工産業もその対策も取りまとめ案に入れていただいたわけでありますが、残念ながら、ご承知の通り、中小企業の経営革新支援法というのが3月に打ち止めになって、4月から新しい法体系、新法になりました。その中で、取りまとめ案で書かれておりました対象業種の製粉業の指定というのは、今極めて難しい状況になってきてしまっているということでありまして、これから取りまとめの中で申し上げました食品産業も当然製粉業も入るわけですし、これは、大製粉、中小製粉を含めて地域に点在する食品産業の一つとして、振興を是非何らかの形でご支援いただくように、これからのお話ですがよろしくお願ひしたいと、以上です。

（加倉井座長）

ご要望として承ります。よろしいですね、それで。では、立花委員。

（立花委員）

資料の第2ですが、麦政策検討委員会の整理ですね、5ページのところで備蓄制度の見直しについて、中村さんと農水省の担当課長との話のやりとりを私も黙って伺っていたのですが、ちょっと私もこれを見ていてですね、農水省の方がおそらく財政との絡みで、できるだけ負担を減らしたいということが、おそらく本音としてあるんだろうと思うんですが、つまり、左の備蓄の考え方の整理のところで、通常の需給操作に必要な在庫はこれは民間ベースと、不測の事態に備えた備蓄は国の役割だという整理にしながらですね、5ページの右下の見直し後の備蓄水準というところで、従来は平成17年度のところで2.3ヶ月と、内訳2.0と0.3とその他に0.6というやつもあるわけですが、官民の役割を見直すというわけですが、基本的には民間は商業在庫、需給操作に必要な在庫として整理してですね、これを備蓄の方に組み込むのはこれ文章の組み方としてもおかしなわけとして、正確に出すのであれば、別に農水省の方は、財務省との絡みで負担を減らしたいというのが考え方として先行しているのかもしれませんけど、見直し後の備蓄水準のところは2.3ヶ月じゃなくてですね、1.4プラス0.3の1.7ヶ月ですね、そのまま下の方に平行移動して下げるればいい話で、そのところを何故、0.6ヶ月を備蓄水準というふうにくっつけてですね、国が保有、民間が保有というふうにせざるをえないのか。私はちょっと資料の作り方が若干ミスリードするような資料ではないかという感じがしてならないので、中村さんと農水省のご担当の方との話を伺っていて、私は、これまでの議論の整理から見ても、備蓄は備蓄、在庫は在庫として考えるのも、在庫の部分を備蓄に含めて考えるというのは、見せかけ上、財務省に対しての言い訳、国民に対しての言い訳で何かそんなに減らしませんよということを取り繕っているという、言葉が過ぎるかもしれません、何かそんな印象を持った次第であります。

(加倉井座長)

これは、事務局から。部長。

(高橋食糧部長)

今の立花委員のご指摘なんですけれども、基本的に麥の備蓄というものについてはですね、これまでの運用上、民間の需給操作分の0.6ヶ月というものを考慮の外にいれて従来からの2.3ヶ月、2.6ヶ月という形でご説明してきたきらいがあります。実際、備蓄とはなんなんだというところをきちんと今回整理する必要があるだろうということで、4ページの(2)にございますように、備蓄という言葉の意味合いももうちょっときちんとしなければ多分今後いけないとは思うわけではあります、基本的にその1と2をあわせて不測の事態が生じた際に国内にどの程度のものを持っている必要があるのか、特に、これは外麥ですから民間備蓄なり、需給操作分で持っているもの、それと国の備蓄のものというのは実態上の現場でいけば、サイロに入っていて同じような状況の中にあるというようなこともございますので、そのところもう一度整理する必要があるだろうと、これまでの過去の実際の異常時、港湾ストですとかカナダにおける冷害等、どれだけショートしたかということを見ますとこの民間の需給操作分と、それとあと国がどの程度の一定量を持っていいのかということを考えますと、トータルで2.3ヶ月あればいいのではないかということで整理をさせていただいたということです。したがって、あとその部分について、これまで0.6ヶ月が民間の需給操作分、国は2.3ヶ月を持っておりまして、あとその間に境界があいまいな0.3ヶ月があったわけですが、これらも今回はきちんと整理をして、必要な量はいざ何かあった時に国内に民間の需給操作分とあと国がストックとして持っている分を合わせて2.3ヶ月あればですね、まず、先ほど中村委員からいろいろなご指摘がありました、そのところはきちんと整理いたしますけれども、マクロでいけばその程度で大丈夫であろうということで整理させていただいたわけです。立花委員がおっしゃるように、名称とかどういうふうにいうのかということについてこれまで単に備蓄、備蓄となんなく言っていたきらいがございますので、きちんと整理していきたいと思っております。

(加倉井座長)

それでは、田中委員。短めに、すいません。

(田中委員)

質問なんですけど、基本計画の分厚い資料の43ページですが、最後のほうに品目横断的政策の考え方、まだ事が決まってないから返答できないということになるかもしれません、最後の2行目あたりにですね、「地域の実情を十分勘案し、云々」という書き方をしておりますが、当然、霞ヶ関においては地域の事情は分からぬですし、これは例えば、産地づくり交付金みたいにして各市町村レベルで、具体的な金額の話などを段取りさせることなのかな、その辺りを確認したいんですけど。

(佐々木政策調整室長)

ここに書いてあります記述は、それぞれの地域における担い手の賦存状況でありますとか新しく打とうとする政策の実効性なりそういったことが、地域の実態にフィットするか

否かということを十分に勘案して具体化していくという意味合いで書いたものでございまして、委員のご指摘のありました使い道等々に関してまでを念頭において書いているものでは必ずしもございません。今後、その担い手の状況なり、今育成運動を一生懸命やっておりますけれども、そういう活動の成果をどうみるか、あるいは必要な情報収集等を行なながら、具体化の作業に入っていくということで記述しているものでございます。

（加倉井座長）

よろしいでしょうか。時間の制約があるので今日は朝早くから始めたわけですが、よろしかったら、最後に恐縮ですが一言申し上げます。中村委員から整理に内外価格差の縮小という言葉がないというお叱りを受けましたが、そういう言葉は使わなくても内容は入れてるはずなんです。何故かというと内外価格差の縮小というのは、国境障壁とか生産コスト等で成り立っているわけですから、その言葉を使わなくても内容はいっているというふうに私は思っておりまして、念のため最後に申し上げます。

それでは、有難うございました。本委員会の今後の予定でありますけれども、この秋に品目横断的経営安定対策の具体的な姿が示された段階で、再開したいと考えております。日程等は、別途連絡させていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして有難うございました。

- 以上 -